

会議名 平成30年度第1回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日	平成30年12月3日	会議時間	開会 AM・PM 2:00 閉会 AM・PM 2:45
会議場所	ニセコ町役場 議員控室	記録者	保健福祉課保険医療係主事 谷井彩乃
出席者	審議会委員：前田委員・平島委員・小泉委員・久保委員 ニセコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・芳賀税務課長・折内保健福祉課長・鈴木 税務係長・前川税務係主任・谷井保険医療係主事・長谷部医療係主事		
欠席者	平松委員、佐竹委員		

会議日程

- (1) 開会（進行：折内課長）
- (2) 会長挨拶（前田会長）
- (3) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (4) 議事（谷井主事から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

会議内容

1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

1 現状

- ① 国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっております。国民健康保険の財政運営が都道府県化される平成30年度を目標に、保険給付に必要な税率に段階的に改正する計画を立て、過去から段階的に保険税の引き上げを行っています。平成26年度からは1人当たり医療費や国保加入者の減少を理由とした保険給付費の低下等の要因もあり、基金積立を行い安定的な国保運営を図っています。
- ② 後志国保のすがたによるとニセコ町の平成28年度の1人当たり医療費は、後志管内20市町村中、高額な順から20番目（最も低い）の254,028円であり、医療費が最も高い市町村は378,394円となっています。
1人当たりの賦課保険税は、20市町村中、高額な順から6番目の86,797円で、最も高額な賦課は111,404円、最も低額な賦課は44,763円です。
- ③ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に可決され、国民健康保険改革に関し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしています。あわせて、将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険税を提示します。本算定結果が北海道から公表されましたが、今後、確定係数を使用しての算定をもって決定となります。市町村は、都道府県の示す標準保険税率を参考に実際の算定方式や保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

2 今後の国民健康保険税の考え方

北海道から標準保険税率（納付金額）が示されましたが、不確定要素も大きいため、北海道や後志広域連合、ニセコ町国民健康保険の状況から総合的に判断します。平成31年度国民健康保険税率については、将来的な資産割廃止を念頭に税率の引き下げを行うとともに、安定的な国保財政運営のため、後期高齢者支援金分について段階的に管内料（税）率の平均値まで引き上げを行います。

今後もニセコ町の経済、生活実態を注視しつつ、弱者の方へ配慮をしながら被保険者世帯への影響がゆるやかになるよう実施するという方針のもと、三方式への移行と応能：応益割合の見直しにより公平な費用負担となるよう検討していきます。

【参考資料】

(1) 医療給付費と財源不足額の推移

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養給付費等	427,418	423,687	379,921	350,389	390,196	436,862
財源不足額	基金 500 任意 9,600	基金 0 任意 47,000	基金+6,000 任意 0	基金 +13,000 任意 0	基金 0 任意-14,500	基金-6,200 任意 0

※1) 財源不足額＝基金繰入金＋任意繰入金（H29 予算ベース）

(2) 一人当たりの診療に要した費用額（入院、入院外、歯科）の推移

単位：円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ニセコ町	235,044	253,852	256,617	234,859	213,519	254,028
管内町村	294,526	323,565	328,602	336,398	341,081	339,626

※1) 資料：後志国保のすがた

(3) 一般医療分にかかる一人当たりの保険税賦課状況の推移

単位：円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ニセコ町	65,764	65,481	70,307	75,360	75,841	86,797
管内町村	66,971	62,350	61,931	61,717	62,227	66,921

※1) 資料：後志国保のすがた

【諮問事項】 平成31年度国民健康保険税率の条例本則税率は資産割の税率を引き下げる。後期高齢者支援金等課税分の所得割及び均等割額を引き上げる。

<基礎課税分>

所得割 8.3% 資産割 21.6% 均等割 22千円 平等割 28.5千円

<後期高齢者支援金等課税分>

所得割 2.2% 資産割 5.3% 均等割 5.8千円 平等割 7千円

<介護納付金課税分>

所得割 2.2% 資産割 1.1% 均等割 9.7千円 平等割 9.7千円

【質疑】

委員 北海道の基準に近づけていくために、段階的に税率を変えていくという認識でよいか。

⇒お見込みのとおり。

委員 なぜ資産割を廃止するのか？

⇒国保税はその地域の実態に合わせて三方式や四方式での賦課方式を自治体を選ぶことができる。ニセコ町はもともと所得が低く、納税能力の高い固定資産税が賦課されている世帯に資産割を課税して国保財政の運営を図ってきた経緯があるが、税の二重取り等といった指摘もあった。北海道は三方式での賦課形式をとっており、将来的に道の示す標準保険料率に合わせていけるよう資産割を段階的に廃止にもっていく方針で賦課を実施する予定。

委員 いずれは北海道の示す税率で賦課するのか？

⇒いずれはそうしたいと思っているので、税率は段階的に改正していく予定。

委員 税率改正（案）にある表でマイナス表記になっている箇所は、税収が減るという認識でよいか？また、税収が下がった場合、国保会計の運営はできるのか？

⇒お見込みのとおり。今回の諮問では来年度の税率（案）で資産割の税率を落としているので、その分今年度から比べると税収が減ることになる。北海道から示されている納付金額と試算した諮問の収納予定額とを比較したときに、収納率94%という堅い数字でみて試算した金額が道を上回っているので、国保会計の運営は可能だと見込んでいる。

委員 今後、北海道の標準保険料率は下がる見込みは？

⇒ニセコ町の医療費は上がっているので、今後上がってくる可能性がある。

委員 北海道から示される金額や標準保険料率に基づいて市町村も税率を調整しないといけないのか？

⇒北海道から示される納付金額を満たせるように税率を調整しなくてはいけないので毎年税率を審議する必要がある。

会長 以上、現状や今後の状況からみて、平成31年度については、諮問の保険税資産割減額および後期高齢者支援金分の所得割率・均等割額の引き上げについては了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

会長 町に対し保険税の資産割減額を承認する旨回答する。

以上。